

# 本会議のあらまし

令和6年館林市議会第3回定例会は、9月6日から26日までの21日間の会期で開かれました。

この定例会に市長から提案された議案等は、追加議案も含め議案13件、報告1件で、審議の結果、いずれも原案のとおり同意、認定、可決されました。その他、議員提出議案1件の審議が行われました。

また、定例会最終日には正副議長の選挙が行われ、議長に渋谷理津子議員が、副議長に川村幸人議員が、それぞれ当選したほか、群馬県後期高齢者医療広域連合議会議員及び群馬東部水道企業団議会議員の選挙が行われました。

## 人事案件

▽教育委員会委員の任命について  
金子千秋さんの任期が、本年9月30日をもって満了となるので、新たに井上美智子さん（下三林町）を任命したいとして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求められたもので、全員一致で同意されました。

▽監査委員の選任について  
II 監査委員の早川勉さん

（上赤生田町）の任期が、本年12月2日をもって任期満了となるが、引き続き選任したいとして、地方自治法の規定により、議会の同意を求められたもので、全員一致で同意されました。

▽監査委員の選任について（追加議案）  
II 議会の議員から選任される監査委員である遠藤重吉議員が、本年9月30日をもって退職することに伴い、後任に野村晴三議員を選任したいとして、地方自治法の規定により、

議会の同意を求められたもので、全員一致で同意されました。

## 条例の改正

▽館林市奨学資金貸与に関する条例の一部を改正する条例  
II 奨学資金の貸与額及び返済期間を教育委員会規則で定めるものとするほか、異動の届出に係る署名要件を緩和し、奨学金の充実及び利用者の利便性向上を図るため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例  
II 福祉医療費の支給に関する事務を独自利用事務として定めるとともに、当該事務において利用することができると特定個人情報と定めるもので、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく独自利用事務を開始するため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決

されました。

▽館林市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例  
II 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、健康保険被保険者証等の発行廃止による所要の改正を行うため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市国民健康保険条例の一部を改正する条例  
II 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険法が改正されたことによる項ずれ及び引用部分の修正を行うため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防の効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改

正する条例  
II 地域包括支援センターの定義規定を引用する介護保険法施行規則の一部改正に伴い、生じた号ずれを修正するため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
II 介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターの人員配置について、現行の配置基準を残しつつ、地域包括支援センター運営協議会で認められた場合に地域の実情に応じた柔軟な配置を可能とするほか、号ずれを修正するため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

## 補正予算

▽令和6年度館林市一般会計補正予算（第2号）  
II 1億7063万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ319億7